

議題

広域連携型プログラムの制度を見直すよう国に要望しているが、国の原案通りで進められた場合、**令和8年度研修開始分のプログラム作成には時間の余裕が無い**ため、**募集定員の配分方法の考え方について予めご協議いただきたい。**

（参考）従来分：広域連携型プログラム以外の募集定員（募集定員上限の95%）の配分方法について、現時点で以下の配分方法を想定。詳細については、例年同様、国から大阪府の募集定員上限が通知された後、協議いただく予定。

令和8年度研修開始分配分方法

- (1)「機械配分」により各臨床研修病院の「大阪府基礎数」を算出
- (2)(1)に激変緩和措置を反映し、各臨床研修病院の「大阪府ベース値」を算出
- (3) 募集定員上限と「大阪府ベース値合計」の差を以下の①→②→③の順で各臨床研修病院の「大阪府ベース値」に加算
 - ①大阪府ベース値が2未満の病院に対して、2枠になるよう加算
 - ②地域医療重点プログラムの対象病院に対して加算
 - ③調査票の記載内容を踏まえた配分（※調査票の項目案については、冬頃別途協議）

1. 広域連携型プログラム募集定員（募集定員上限の5%）の配分方法について

(1)プログラム作成対象病院の募集基準について、府内全体の定員枠数の確保に向け、枠数を全て埋めることを最優先とし、最もプログラムの作成を見込める案3を採用してはどうか。

（参考）臨床研修病院あてアンケート調査結果（令和6年5月実施）：広域連携型プログラム32枠（※1）に対し、設置希望回答13枠（7病院）

案	プログラム作成対象病院の募集基準	メリット	デメリット	デメリットへの対応
1	国の考え方(※2)を踏襲：募集定員20名程度又はそれ以上の大学病院等	・通常プログラムと広域連携型プログラム双方の安定的な実施が可能と予測	・府全体の定員枠数に達しない可能性が最も高い(※3)	・定員枠数を埋めきるよう、病院に働きかけを行う（実現可能性は不明）
2	大阪府独自の基準を設定：募集定員4～6名程度以上の病院	・国の考え方に沿った病院の選定と定員枠数確保の両方を考慮した選定が可能	・府全体の定員枠数に達しない可能性がある	・定員枠数を埋めきるよう、病院に働きかけを行う（実現可能性は不明）
3	基準は特に設けない：全病院	・府全体の定員枠数に達する可能性が最も高い	・プログラムの設置希望が多く、定員配分でできないプログラムが生じる可能性がある ・通常プログラムと広域連携型プログラムの双方の安定的な実施に懸念	・定員配分できない可能性を織り込んでプログラムを作成してもらう。 ・上限を超えた場合、指導体制等を審査のうえ選定を行う

※1 令和7年度研修開始分の募集定員上限：636人（募集定員上限の5%≒32人）

※2 国の考え方（双方のプログラムを安定的に実施できる研修体制の構築）（これを踏まえ、都道府県が連携元病院を選定する）

○医師多数県の連携元病院が通常のプログラムと広域連携型プログラムの双方を安定的に実施できる研修体制を有しつつ（目安として研修医募集定員が**20名程度又はそれ以上**）、研修医は、大学病院等の連携元病院で専門分化した医療を学びながら医師少数県等の連携先病院で地域における研修の機会を持つような場合、本プログラムの趣旨を踏まえると実施する意義が大きく、このような場合に該当する病院が本プログラムを積極的に実施する必要がある。

○上記に限らず、**本プログラムの実施を希望する連携元病院があれば、実施する上での指導体制等が充実していることを確認しつつ連携元病院となることを妨げない。**

※3 経過措置のため、令和9年度の都道府県の募集定員上限については、各病院に募集定員を配りきれなかった場合でも、各病院に募集定員を配りきったものとして算定する。1

臨床研修医募集定員の決定方法について（令和8年度研修開始分）

(2)各病院から府全体の定員上限を超える希望があった場合、以下の審査項目を参考に選定のうえ配分してはどうか。

- ・専門研修の特別地域連携プログラムの設置や採用実績等（医師少数県にある医療機関との連携実績を考慮）
- ・一般プログラムの定員に対する広域連携型プログラムの希望定員の比率（安定的に実施できる研修環境として国の考え方を考慮）
（各病院からの希望数に応じて、病院毎の定員上限を設けることを検討）
- ・一般プログラムの調査票（派遣元病院の研修環境を考慮 ex:指導体制、研修環境等の内容）

※各病院からの希望が府全体の定員上限を下回った場合は再募集を行う。

今後のスケジュール

	国	大阪府	府内臨床研修病院
令和6年8月～9月	・派遣先病院リストを提供 (国⇒大阪府)	・派遣元病院リストを提出 (大阪府⇒国)	
令和6年9月～		・広域連携型プログラムに関する説明会	・派遣先病院、派遣元病院同士でリストを見ながらプログラム作成に向けた調整
令和6年12月	・R8年度都道府県別募集定員数を決定		・広域連携型プログラムに関する調査票を提出 (研修病院 ⇒大阪府)
令和7年1月		・医療対策協議会において、募集定員配分にかかる調査票の評価項目を協議 ・臨床研修医募集定員の決定方法に関する説明会	
令和7年2月			・研修プログラムに関する調査票を提出 (研修病院 ⇒大阪府) ・(広域連携型プログラムの募集定員の再募集)
令和7年3月		・医療対策協議会において、各研修病院の定員数を協議	
令和7年4月		・募集定員を通知 (大阪府⇒研修病院)	・研修プログラムを届出 (研修病院⇒大阪府)

※国への要望(未成立分や不採用分の一般プログラムへの振り替え)の一部が通った場合は、次のとおりとする。

- ◎ 広域連携型プログラムが作成できず余った定員について、流用可能となった場合、広域連携型プログラム以外の募集定員に回す。
- ◎ 広域連携型プログラムで不採用となった定員について、流用可能となった場合、広域連携型プログラム以外の二次募集に回す。

令和7年度研修開始分臨床研修病院の募集定員一覧

NO	病院名	R7募集定員
1	大阪公立大学医学部附属病院	64
2	大阪大学医学部附属病院	58
3	大阪医科薬科大学病院	55
4	関西医科大学附属病院	44
5	近畿大学病院	36
6	大阪急性期・総合医療センター	20
7	大阪市立総合医療センター	18
8	宗教法人在日本南アジア・パシフィック・ミッション 淀川キリスト教病院	15
9	地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター	14
10	大阪警察病院	13
11	独立行政法人労働者健康福祉機構 大阪労災病院	13
12	国立病院機構大阪医療センター	12
13	市立豊中病院	12
14	社会医療法人愛仁会高槻病院	11
15	公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院	11
16	大阪赤十字病院	11
17	多根総合病院	9
18	大阪府済生会中津病院	8
19	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 吹田病院	8
20	耳原総合病院	8
21	関西電力病院	8
22	医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	8
23	ベルランド総合病院	8
24	地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	8
25	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院	7
26	社会医療法人愛仁会千船病院	7
27	市立池田病院	7
28	府中病院	6
29	関西医科大学総合医療センター	6
30	公益財団法人日本生命済生会日本生命病院	6
31	医療法人藤井会 石切生喜病院	6
32	りんくう総合医療センター	6
33	八尾市立病院	6
34	住友病院	5
35	箕面市立病院	5
36	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 千里病院	5
37	市立岸和田市民病院	5
38	和泉市立総合医療センター	5
39	独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター	4
40	市立吹田市民病院	4
41	医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院	4
42	医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院	4
43	医療法人橘会 東住吉森本病院	4
44	国家公務員共済組合連合会 大手前病院	3
45	市立ひらかた病院	3
46	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 野江病院	3
47	医療法人宝生会 PL病院	3
48	社会医療法人ベガサス 馬場記念病院	3
49	医療法人徳洲会 松原徳洲会病院	3
50	西淀病院	3
51	社会医療法人弘道会守口生野記念病院	3
52	高槻赤十字病院	2
53	松下記念病院	2
54	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会泉尾病院	2
55	育和会記念病院	2
56	北摂総合病院	2
57	独立行政法人地域医療機能推進機構墨ヶ丘医療センター	2
58	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会茨木病院	2
59	社会医療法人清恵会 清恵会病院	2
60	社会医療法人若弘会若草第一病院	2
61	大阪鉄道病院	2
62	阪南中央病院	2
63	市立貝塚病院	2
64	医療法人春秋会 城山病院	2
65	公益財団法人浅香山病院	2
66	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院	2
67	医療法人河内友誼会 河内総合病院	2
68	枚方公済病院	2
69	社会医療法人弘道会なにわ生野病院	2
70	医療法人徳洲会吹田徳洲会病院	2
計		636